

議会運営委員会会議録

- 1 日 時 令和5年9月4日(月)
午前9時57分～午前10時31分
- 2 場 所 議会運営委員会室
- 3 出席委員 6名
委員長 大友康信 副委員長 菅原和子
委員 熊谷克彦 委員 笹森波
委員 千葉栄幸 委員 荒川洋平
- 4 委員外議員 3名
議長 菊地忍 副議長 佐々木哲男
議員 及川秀一
- 5 欠席委員 なし
- 6 事務局職員 事務局 局長 大澤博
次長兼議会総務係長 佐藤恵子
主幹兼議事調査係長 若林潤
- 7 協議事項
付議事件
(1) 議会の運営に関する事項について
① 令和5年第4回名取市議会定例会に係る会期及び日程
(案) について

確認事項

- (1) 条例議案の事前説明会について
- (2) 決算関連議案に対する総括質疑の通告期限について

付議事件

- (1) 議会の運営に関する事項について
 - ① 議案の取扱いについて
 - ② 決算関連議案の審査について
 - ③ 議員提出議案（意見書）の取扱いについて
- (2) 議長の諮問に関する事項について
 - ① 決算関連議案に対する総括質疑について

午前9時57分 開会

○委員長（大友康信） 出席委員は定足数に達しておりますので、委員会条例第14条の規定により委員会は成立いたしました。

ただいまから議会運営委員会を開催いたします。

これより本日の会議を開きます。

本日の委員会は、お手元に配付の委員会次第書のとおりであります。

この際、諸般の報告をいたします。

本日の協議に必要な資料の一切をお手元に配付しておきましたから、御了承願います。

これをもって諸般の報告を終わります。

それでは、議事に入ります。

令和5年第4回名取市議会定例会に係る会期及び日程案についてを議題といたします。

書記より説明をいたさせます。若林係長。

○書記（若林 潤） 初めに、次第書の1ページ、（1）の①の市長提出議案21か件の内容について御説明いたします。

あわせて資料の1ページから2ページを御覧ください。

まず、報告事項は、令和5年度における、本市の健全化判断比率と、水道事業会計、下水道事業等会計及び宅地造成事業特別会計に係る資金不足比率についての4か件です。

次に、決算認定は、3か件です。

次に、条例議案は、改正条例案の3か件です。

次に、補正予算は、8か件です。

次に、人事案件は、3か件です。内訳は、監査委員の選任、教育委員会委員の任命、及び人権擁護委員候補者の推薦の各1か件です。

以上が市長提出議案21か件の内訳です。

次に、② 議員提出議案については、意見書案1か件です。

議案の内容については以上です。

次に、③ 一般質問を御覧ください。

一般質問については、8月31日の正午で通告を締め切りまして、今期定例

会には10名の議員より、合わせて質問事項20事項、質問要旨72項目の通告がありました。

別紙一般質問通告書により、発言順位について確認してまいります。

通告書1ページをお開きください。

発言順位1番、菅原和子議員、2番、長南良彦議員、3番、荒川洋平議員、4番、大久保主計議員、5番、吉田良議員、6番、大友康信議員、7番、齋浩美議員、8番、菊地昌夫議員、9番、笹森波議員、10番、小野寺美穂議員となっております。

以上、御説明申し上げました議案の内容及び一般質問通告者数を勘案いたしまして、今期定例会の会期については、次第書1ページの④ 会期にお示ししておりますとおり、9月6日水曜日から9月28日木曜日までの23日間を要する案としております。

これらを踏まえまして⑤の日程を御覧願います。会期日程（案）について御説明いたします。

資料は3ページから4ページを御覧願います。

令和5年第4回定例会会期日程（案）です。

まず、招集日の9月6日です。

開会の後、初めに、会期の決定を行います。

次に、報告第4号から報告第7号まで及び議案第65号から議案第81号までの市長提出議案21か件を一括上程し、市長より提案理由の説明を受けます。

次に、議案第65号から議案第67号までについて、代表監査委員に対し、審査意見の報告を求めます。

次に、報告第4号から報告第7号までを一括議題とし、それぞれ補足説明の後、質疑を行います。

次に、議案第68号から議案第70号の改正条例案3か件に対する質疑及び委員会付託を行います。

次に、議案第79号から議案第81号までの人事案件3か件に対する質疑の後、採決を行います。

次に、議会案第5号の意見書案1か件に対する質疑及び委員会付託を行います。

以上が招集日の内容となりますが、本会議散会后、常任委員会を開催します。

9月7日から11日までは、議案調査等のため、休会とするものです。

また、11日は、常任委員会を開催し、所管事務調査及び決算関連事業箇所の現地調査、意見書案審査等を行います。

9月12日から14日までは、一般質問を行います。

9月15日は休会とするものですが、議案審査のための常任委員会を開催いたします。

常任委員会については、15日午前に総務消防常任委員会、午後に建設経済常任委員会を、19日は午前に民生教育常任委員会を開催するものです。

9月16日から18日までは、休会とするものです。

9月20日は、午前10時より本会議を開催し、条例議案及び補正予算の審議を行います。

初めに、議案第68号から議案第70号までの改正条例議案3件について、討論、採決を行います。

次に、議案第71号から議案第78号までの各会計補正予算8件について、質疑、討論、採決を行います。

9月21日は、まず、午前10時より本会議を開催し、議案第65号から議案第67号までの令和4年度決算関連議案に対する総括質疑及び財務常任委員会への付託を行います。

本会議散会の後、財務常任委員会を開催し、分科会設置等の後、財務常任委員会を再開します。一般会計歳入に係る補足説明は省略し、参考資料配付によるものとします。

9月22日から27日までは、休会とするものです。

その間の、22日は、財務常任委員会において一般会計歳入に対する審査を行います。

25日、26日、27日は、それぞれ各分科会において、一般会計歳出及びそれぞれ所管する特別会計に対する審査を行います。

最終日の9月28日水曜日は、まず、午前10時に財務常任委員会を開催し、分科会審査に係る分科会委員長報告を行います。分科会委員長報告に対する

質疑の後、討論、採決を行い、散会します。

次に、午後1時から本会議を開催し、議案第65号から議案第67号までの令和4年度決算関連議案3か件に対する討論及び採決を行います。

次に、議会案第5号に対する委員長報告、討論、採決を行います。

以上の議案審議が終了しまして9月定例会閉会となる会期日程案です。

○委員長（大友康信） ただいま、令和5年第4回名取市議会定例会に係る会期及び日程案について、書記より説明をいたさせましたが、御意見等がありましたらお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（大友康信） お諮りいたします。9月定例会の会期及び日程案については、9月6日から9月28日までの23日間といたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（大友康信） 御異議なしと認めます。よって、令和5年第4回名取市議会定例会の会期及び日程案については、9月6日から9月28日までの23日間とすることに決定いたしました。

次に、確認事項について書記より説明をいたさせます。若林係長。

○書記（若林 潤） 次第書1ページの下段を御覧願います。

1 条例議案の事前説明会について御説明いたします。

9月5日午前10時より、条例議案の事前説明会が開催されます。

開催場所は、議員協議会室です。

説明を受ける議案は、議案第68号から議案第70号までの、条例議案3か件に対する説明で、説明員は、各条例を所管する部課長等です。

引き続き、2 決算関連議案に対する総括質疑の通告期限について御説明いたします。

決算関連議案に対する総括質疑の通告期限については、名取市議会運営等に関する申し合わせ事項のV 総括質疑に関する事項において、受付期限を現地調査の日の午前9時までと定められていることから、今期定例会については、9月11日の午前9時までとなります。今回は決算関連議案に対する総括質疑ということで、決算議案資料に基づく質疑をお願いいたします。また

総括質疑の発言順序は受付順となりますので、既に通告のあった質疑内容と重複する時は、御相談させていただく場合がありますので、よろしくお願いいたします。

なお、総括質疑の際の執行部説明員の出席について、執行部から申し入れがあり、今期定例会から、市長、副市長、教育長、部長級職員及び総務課長の約15名の出席により開催することとなりました。部長級職員には、会計管理者及び消防長は含みますが、理事は除くものとします。よって、今後は総括質疑の際は課長等の執行部説明員は出席しないこととなりましたので、御報告いたします。

確認事項については以上です。

○委員長（大友康信） 条例議案の事前説明会及び決算関連議案に対する総括質疑の通告期限については、ただいま書記をして説明いたさせましたとおりでありますので、よろしくお願いいたします。

次に、議案の取扱いについてを議題といたします。

書記より説明をいたさせます。若林係長。

○書記（若林 潤） 初めに、次第書の2ページ（1）議案の取扱いについての① 一括議題・審議方法・付託する委員会について議案番号順に御説明いたします。

資料の5ページ、議案の取扱い（案）を御覧願います。

まず、報告第4号から報告第7号までについては、9月6日に、一括議題として審議を行います。審議の方法は、質疑のみとなります。

次に、議案第65号から議案第67号までの決算関連議案3案件については、まず、9月21日の総括質疑の後、財務常任委員会へ付託いたします。その後財務常任委員会での審査を経て、9月28日に再度上程し、討論、起立採決を行います。

次に、議案第68号から議案第70号までの改正条例議案3案件については、まず9月6日に質疑及び委員会付託を行います。9月20日に再度上程し、それぞれの議案について討論、起立採決を行います。

なお、これらの改正条例議案の委員会への付託については、議案第68号を建設経済常任委員会へ、議案第69号を民生教育常任委員会へ、議案第70号を

総務消防常任委員会へ付託するものです。

次に、議案第71号から議案第78号までの補正予算案8件については、9月20日に上程し、それぞれの議案ごとに質疑の後、委員会付託を省略して、討論、起立採決を行うものです。

次に、議案第79号の監査委員の選任及び議案第80号の教育委員会委員の任命の人事案件2件については、9月6日に上程し、質疑の後、委員会付託及び討論を省略し、無記名投票により採決を行います。

次に、議案第81号の人権擁護委員候補者の推薦1件については、9月6日に上程し、質疑の後、委員会付託及び討論を省略し、簡易採決を行うものです。

次に、議会案第5号の意見書案については、9月6日に上程し、質疑の後、委員会付託を行います。9月28日に再度上程し、討論の後、起立採決を行うものです。

なお、意見書案については、民生教育常任委員会へ付託するものです。

① 一括議題・審議方法・付託する委員会については以上です。

次第書2ページにお戻りください。

(1) の② 議案審査に係る常任委員会の開催日程(案)についてです。

常任委員会の日程(案)は会期日程(案)で御説明したとおり、総務消防常任委員会を9月15日金曜日の午前に、建設経済常任委員会を同日午後に、民生教育常任委員会を9月19日火曜日の午前に開催するものです。

なお、各常任委員会の開会時刻については、招集日の本会議終了後に開催する委員会で決定されます。

次に、財務常任委員会の開催日程についてです。資料の6ページを御覧ください。

まず、9月21日については、本会議終了後、議員協議会室において財務常任委員会を開催いたします。

付託議案の審査方法についてを議題として、分科会の設置、分科会委員の選任及び同正副委員長の互選、各分科会への付託事項の決定を行います。財務常任委員会を休憩して分科会を開催し、各分科会の審査日程等の確認を行います。さらに、分科会委員長会議を開催し、審査日程の調整を行います。

財務常任委員会を再開し、付託議案の審査日程について協議を行います。一般会計歳入に係る補足説明については、先ほど御説明いたしましたとおり、参考資料配付によるものとなります。

1の(2)の一般会計歳入の審査は、9月22日に行います。

一般会計歳出及び特別会計に係る分科会審査については、25日、26日、27日の3日間で行います。いずれも午前10時開会の予定です。

28日については、午前10時から財務常任委員会を開催し、各分科会委員長より審査内容の報告を受け、委員長報告に対する質疑を行った後、討論、採決を行います。

次に、次第書の2ページにお戻りください。③ 委員会審査報告書の取扱いについてです。

取扱い案については、記載のとおり、委員会における意見書案、及び委員会審査報告書が提出されましたら、会期日程(案)に基づき本会議において審議を行うとするものです。

議案の取扱いについては以上です。

○委員長(大友康信) ただいま、議案の取扱いについて、書記より説明をいたさせましたが、御意見等がありましたらお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(大友康信) お諮りいたします。議案の取扱いについては、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(大友康信) 御異議なしと認めます。よって、議案の取扱いについてはそのように決定いたしました。

次に、決算関連議案の審査についてを議題といたします。

書記より説明をいたさせます。若林係長。

○書記(若林 潤) 次第書の2ページ下段、(2)決算関連議案の審査について御説明いたします。初めに、① 決算審査要領(案)についてです。

資料については、7ページから9ページまでです。

まず、1 決算審査方法についてです。

議会選出監査委員を除く全議員で構成する財務常任委員会で審査を行うこ

ととなります。質疑については、一問一答形式により、回数は2回まで。要望や提言はお控えいただきたいと思ひます。また決算審査においては、執行部からの補足説明は資料配付によることとし、効率的な審査に努めることといたします。

次に、2 決算審査区分です。

一般会計歳入は財務常任委員会で、一般会計歳出、特別会計及び企業会計は各常任委員会委員で構成する分科会を設置し、令和5年4月1日での所管事項を審査することとなります。

次に、3 決算審査分科会です。

各常任委員会委員で構成する分科会については、委員会条例第2条に記載の順に充てることとなります。また、各分科会の正副委員長の選出は、財務常任委員会委員長の指名推選によるものとしております。

分科会の開催通知は、財務常任委員会委員長と分科会委員長の連名で行います。また、予定の日以外での分科会開催には、財務常任委員会の決定が必要となります。

次に、4 決算審査分科会審査日程等です。

分科会審査は、原則として第1分科会から順に行うこととし、それぞれ午前10時から午後4時までの1日とするものです。

次に、5 決算審査分科会の審査等です。

審査は、一般会計、特別会計、企業会計の順に行いますが、詳細な進め方については、分科会に委ねるものです。また、決算審査意見書、歳入歳出決算事項別明細書及び主要施策の成果に関する説明書により審査を行うこととなりますが、決算の範囲を逸脱されないよう御留意ください。

次に、6 分科会への説明員の出席要請です。

所管外の説明員については、分科会において、特に必要があると認めた場合につき、事前に議長を通じて出席を求めることができます。また、審査の途中で必要性が生じた場合には、議長と十分な調整をしていただくこととなります。この場合の所管外の説明員に対する出席要請及び質疑は、当該項目以外の全ての審査が終了した後に行うこととなります。なお、他の分科会との調整が必要となる場合には、分科会委員長会議で調整することとなりま

す。

次に、7 分科会委員長会議等です。

9月21日の財務常任委員会休憩中の分科会終了後に開催するもので、各分科会間の調整を行うものです。

次に、8 分科会の傍聴の取扱いです。

分科会審査は公開とし、傍聴の手続については、委員会条例を準用するものです。

次に、9 分科会報告等です。

最終日の財務常任委員会における分科会委員長報告に対する質疑に当たっては、執行部の答弁内容には触れないこととしております。

最後に、10 財務常任委員会委員長の本会議への報告です。

本会議での報告については、当初予算審査の際には行っていないことから、決算審査においても同様に省略するものです。

決算審査要領（案）については以上です。

次に、② 財務常任委員会分科会の設置について、ア 分科会への付託事項について、御説明いたします。

資料については、10ページ及び11ページとなります。

まず、財務常任委員会として審査するのは、令和4年度名取市一般会計歳入決算の全部です。

次に、第1分科会において審査するのは、令和4年度名取市一般会計歳出決算のうち、総務部、企画部、会計課、選挙管理委員会、監査委員及び消防本部が所管する事項であり、土地取得特別会計を含むものです。

次に、第2分科会において審査するのは、生活経済部、建設部、水道事業所及び農業委員会が所管する事項であり、被災市街地復興土地区画整理事業特別会計、宅地造成事業特別会計、水道事業会計、下水道事業等会計を含むものです。

次に、第3分科会において審査するのは、健康福祉部及び教育委員会が所管する事項であり、国民健康保険特別会計、休日夜間急患センター特別会計、介護保険特別会計、後期高齢者医療特別会計を含むものです。

なお、各分科会への付託事項については、9月21日に開催される財務常任

委員会において決定されるものとなります。

決算関連議案の審査については、以上です。

○委員長（大友康信） ただいま書記をして、決算関連議案の審査について説明をいたさせましたが、一件ずつ整理をしてまいります。

最初に、決算審査要領案について、御意見等がありましたら、お願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（大友康信） それではお諮りいたします。

決算審査要領については、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（大友康信） 御異議なしと認めます。

決算審査要領については、そのように決定いたしました。

次に、財務常任委員会分科会の設置について、御意見等がありましたら、お願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（大友康信） それではお諮りいたします。

財務常任委員会分科会の設置については、決算審査要領（案）のとおりとすることに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（大友康信） 御異議なしと認めます。

財務常任委員会分科会の設置については、そのように決定いたしました。

次に、決算審査表について、御意見等がありましたら、お願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（大友康信） それではお諮りいたします。

決算審査表については、原案のとおりとすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（大友康信） 御異議なしと認めます。

決算審査表については、そのように決定いたしました。

次に、議員提出議案（意見書）の取扱いについてを議題といたします。

書記より説明をいたさせます。若林係長。

○書記（若林 潤） 議員提出議案（意見書）の取扱いについて御説明いたします。

次第書の3ページを御覧願います。

資料については、12ページから14ページまでです。

今期定例会では、1か件の意見書が提出されました。

議会案第5号 宮城県の乳幼児医療費助成制度の拡充を求める意見書（案）です。

本件の提出者は齋 浩美議員、賛成者は小野寺美穂議員、笹森 波議員です。取扱い案としては、民生教育常任委員会へ付託するものです。

議員提出議案（意見書）の取扱いについて、説明は以上です。

○委員長（大友康信） ただいま書記をして、議員提出議案（意見書）の取扱いについて説明をいたさせましたが、御意見等がありましたらお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（大友康信） お諮りいたします。

議員提出議案（意見書）の取扱いについては、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（大友康信） 御異議なしと認めます。よって、議員提出議案（意見書）の取扱いについてはそのように決定いたしました。

次に、決算関連議案に対する総括質疑についてを議題といたします。

書記より説明をいたさせます。若林係長。

○書記（若林 潤） 決算関連議案に対する総括質疑について御説明いたします。

次第書は3ページになります。

決算関連議案に対する総括質疑の取扱いです。

総括質疑は会派を単位とするという申し合わせ事項になっておりますが、箱書きで参考として記載のとおり、会派に所属しない議員の総括質疑につい

ては、議長が認めた場合、これを行うことができるとなっております。

現在、一人会派がお一人いらっしゃいますが、総括質疑を認めることとする案です。

決算関連議案に対する総括質疑について説明は以上です。

○委員長（大友康信） ただいま、決算関連議案に対する総括質疑について、書記より説明をいたさせましたが、御意見等がありましたら、お願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（大友康信） お諮りいたします。決算関連議案に対する総括質疑については、取扱い案のとおり決定することに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（大友康信） 御異議なしと認めます。よって、決算関連議案に対する総括質疑については、そのように決定いたしました。

ここで、議長より発言の申出がありますので、これをお受けいたします。議長、どうぞ。

○議長（菊地 忍） 大変お疲れ様です。今期定例会中の上着の着用についてですが、通常では9月になれば気温はだいぶ下がってきて、上着を着た上で本会議や委員会に臨んでいただいていると思います。しかし、今年は異常な暑さで、9月の中旬頃でも同じような状況が続くと見込まれますので、今期定例会中は上着を着ないで本会議や委員会に臨んでいただいても結構です。上着の着用はあくまで個人の判断ということにしたいと思います。

各会派の皆様にお伝えください。よろしく申し上げます。

○委員長（大友康信） 以上で本日の議題は全て終了いたしました。

これをもって議会運営委員会を終了いたします。

大変お疲れさまでした。

午前10時31分 散会

令和5年9月4日

議会運営委員会

委員長 大友 康信